

第 13 回 総務建設常任委員会

開催日	令和 4 年 12 月 7 日（水曜日）	
開催場所	粕屋町役場 3 F 31 会議室	
開催時間	12:56～15:42	
出席者	議員	末若委員長・杉野副委員長・山脇委員・川口委員・安藤委員・ 鞭馬委員・案浦委員・田代委員・小池議長
	事務局	藤川局長
	担当課	箱田町長・吉武副町長・西村教育長 ※冒頭挨拶のみ 総務部（古賀部長） 総務課（豊福課長・田中主幹・青木係長） 協働のまちづくり課（安河内課長・高榎主幹） 経営政策課（吉田課長・木場主幹） 都市政策部（新宅部長） 道路環境整備課（吉村課長・青木主幹・黒田係長） 都市計画課（田代課長・岩崎主幹） 地域振興課（稲永課長・大久保主幹）
欠席者	なし	
審査項目	付議事項 1) 議案第 63 号 「粕屋町一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 2) 議案第 64 号 「粕屋町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について」 3) 議案第 66 号 「粕屋町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について」 ※ 3 議案一括審議 人事院勧告に伴い、一般職については月例給及びボーナスの改定を行うものとし、月例給については月例給平均で 0.3%引き上げ、令和 4 年 4 月 1 日に遡及し改定し、ボーナスについては支給月数を 0.11 月引上げ、勤勉手当に配分する。特別職についても一般職に準じ期末手当支給月数を 0.05 月引き上げる。また、会計年度任用職員については給与表改定の効力発生時期を条例施行の日の属する年度の翌年度の 4 月 1 日とするのもの。 (質疑) なし。 (議員間討議) なし (討論) なし。	

<p>審査項目</p>	<p>(採決)</p> <p>議案第 63 号、64 号、65 号いずれも、全員賛成で原案どおり可決すべきことと決定。</p> <p>4) 議案第 67 号 「職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について」</p> <p>地方公務員法の一部を改正する法律の制定により、定年年齢の段階的引上げや管理監督職勤務上限年齢制、定年前再任用短時間勤務制が導入されることに伴い制定されるもの。施行日は令和 5 年 4 月 1 日。</p> <p>概要としては以下のとおり。</p> <p>① 定年の段階的引き上げ</p> <p>職員の定年を令和 5 年度から 2 年に 1 歳ずつ段階的に引き上げ、令和 13 年 4 月に 65 歳とする。</p> <p>② 管理監督職員勤務上限年齢制の導入</p> <p>管理監督職員の上限年齢を 60 歳とする。</p> <p>③ 定年前再任用短時間勤務制の導入</p> <p>60 歳以後に退職した職員を短時間勤務の職で再任用可能とする。</p> <p>④ 暫定再任用制の導入</p> <p>経過期間において 65 歳まで再任用できるよう措置。</p> <p>⑤ 情報提供・意思確認制の導入</p> <p>職員が 60 歳に達する日の前年度に、60 歳以後の任用、給与退職手当に関する情報を提供し、60 歳以後の勤務の意思を確認するよう努める。</p> <p>⑥ 俸給月額 7 割措置</p> <p>職員の俸給月額は職員が 60 歳に達した日後の最初の 4 月 1 日以後、7 割水準とする。</p> <p>(質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・俸給月額 7 割措置について詳しく説明を。 →例えば部長級職員が 60 歳を迎えたのち 4 月 1 日を迎えた場合、降任と俸給月額の 7 割措置を合わせて二重に引き下げられることとなるため、後任前の部長級の 7 割の金額と降任後の 7 割の金額の差額を調整額として支給するもの。つまり結果的に元々の部長級の 7 割を支給するというもの。 ・管理職手当も含めてということになるのか。 →あくまでも給与を 7 割の額にするというもの。降任後は管理職ではないので管理職手当は支給されない。 ・60 歳で給与を 7 割とするということだが、これは 65 歳の退職まで引き継がれる、据え置きという理解でよいのか。 →そのとおり。 ・俸給表とは関係なく 60 歳定年時の 7 割の給与ですずっと行くということか。 →そのとおり。
-------------	--

審査項目

・定年前に短時間勤務の再任用を選択できるということだが、再任用を選択した後で常勤に戻ることは可能なのか。

→一度退職することとなるので、元に戻ることはできない。ただし、令和 13 年度までの間は定年前再任用短時間勤務を選択し、退職後にフルタイムの暫定再任用職員となることは可能。

・対象者はどれくらいいるのか。

→令和 5 年度に 60 歳を迎える者は 3 名。その次に 62 才には 2 名、63 歳で 3 名、64 歳は 4 名、65 歳には 7 名。

・この制度は働き手が少なくなっているということがあると思うが、結局これであれば 65 歳でやめるということは変わらない。65 歳以後の再任用は認められていないので、働き手の数に対する対策ではないということか。どちらかという年金対策というか、ただ給与を保証するというところにウエイトがあるのか。

→そもそも現在の再任用制度は、年金を受給するまでの穴埋めをするものだが、定年を延長するというのは少子化対策というか、働き手の人数が減少することによる働き手の確保ということかと思う。

・65 から 70 歳までの間も、健康寿命が延びていることもあり、再任用にしてもいいのではと思う。

・60 歳を過ぎるとポストがなくなると思うが働き方としてはどのようなになるのか。一般の職員として働くというのであれば、働きづらい面があるのでは。

→運用面の検討は現在進めているが、若い人のためにポストを開けるという意味もある。主幹や係長クラスになると思うが、これまで蓄積してこられたノウハウ、人脈を継承していくためにも、今後出てくる大きな行政課題の部署を先導していただくようなポストで選任できればと考えている。

・これは定数には入るのか。

→入る。

(議員間討議)

・人材の確保という点からいえば、65 歳以上 70 歳くらいまで働けるようになったということならば、変わったという感じになるが。

・定年が 5 歳延長になるということは大きな違い。その後の再任用というのは今後どうなっていくかというところではないか。

・定数の関係もあり、若手職員への影響が気になるところ。意欲を減退させないようにうまく使っていくといけない。

・半面、民間では 50 歳、55 歳定年などがあり、その後をエンジョイしていただくというのもあるが、これが意味するものは、やはり年金の支給が 65 歳からで、払い込みが 60 歳までとなっているものを延長して賄っていくということのきっかけとなるのではないかと思う。

・仕事量は増えているが、職員数は少ししか伸びていないので、減った分の補いをどうするかというところで、こういうことになってきているように感じる。

審査項目

・働き手が足りないというのが見えているから、定年を延長でもして働き手を増やしていかなければならないというのが一つにはあるのではないか。

・AI という話もあるが、人間でないとできない部分が相当ある。公務員の仕事というのはサービス業なので、対人関係が7割あるらしい。だからマスコミは AI というがなかなかそうはいかない。簡単には人は減らせないのではないか。

・使い分けだと思う。AI を使えるところは使い、今日話が出ていた RPA システムも職員の手間を省くものなので、両方しっかりやっついていかないといけない。

(討論)

なし。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決すべきことと決定。

5) 議案第 68 号 「粕屋町附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例について」

地球温暖化対策の推進に関する法律第 21 条及び第 22 条の規定に基づき、2050 年「ゼロカーボンシティかすや」実現のための、粕屋町地球温暖化対策実行計画の策定及び実行に当たって、粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会設置に伴い、本条例を改正するもの。

(質疑)

・粕屋町地球温暖化対策実行計画協議会はこの議案が通った後に内容が固まってくるということか。既に今、詳しく説明できることは無いのか。

→この条例を追加したのちに、会議設置要綱を定め、住民に対して委員の募集、学識経験者のお願い等を行っていく。会議の前段階として条例を改正している。

・まず、この協議会を作るという打ち上げ花火をして、要綱を決めて、そこからの動きということか。そして協議会の計画を策定していただき、実行に移っていくということか。

→そのとおり。

・そうであれば、要綱案等はできているのでは。

→案までは無いが、人数としては 12 人以内。学識経験者は大学教授。あとは電力、ガス、銀行、自動車関係企業代表に一般公募を加え実施しようと考えている。

・大学教授はどのような専門を考えているのか。

→そこまでは検討していない。

・要綱の策定はいつごろになるのか。内容を早めに教えていただけるとありがたい。

→12 月末もしくは 1 月初旬に要綱を整理し、委員の募集等に着手しようと考えている。

<p>審査項目</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・協議会はいつ頃立ち上げる予定か。 →一般公募は広報に載せる関係上2月頃になるので、新年度から開始したい。 ・議決案件ではないが、常任委員会での説明をお願いしたい。 →まず、今回の議案で協議会の位置づけを行わないと予算組みもできない。予算は令和5年度予算として行う予定だが、要綱は2月の法令審査委員会にかけるため、整備が終わったら委員会で説明を行いたい。 <p>(議員間討議)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農産物への影響が大きくなっている。このような取組は是非とも必要だ。 <p>(討論)</p> <p>なし。</p> <p>(採決)</p> <p>全員賛成で原案どおり可決すべきことと決定。</p> <p>6) 議案第74号 「工事請負契約の変更について」</p> <p>今年の6月に議決した仲原川河川改修(鋼矢板護岸)工事に関する契約変更。当初契約額8,007万1,200円を9,338万4,500円に変更するもの。</p> <p>変更内容は、鋼矢板圧入に使用するクレーン規格の変更及び資材価格の急激な変動に対応した鋼矢板資材費用の変更。</p> <p>(質疑)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・クレーンを50tから100tにして、この600万円の差、これは使用料。アウトリガーの話があったが、これは伸縮自在。足場が低ければ引っ込めてアウトリガーを出すだけであって、この50tクレーンでも移動していけばいいだけの話。なぜ100tにする意味があるのか。鋼矢板が重くて引き上げるのに、50tだと駄目で100tにしたという話ならわかる。どういった理由でこの50tを100tにしたのか。 →設計の段階でこの道路に50tのクレーンを設置するという事で進めていたが、実際の工事に入り、施工業者から50tのクレーンを設置するにはこの道路幅がギリギリで危険であるという報告を受け、北側の用地を盛土しクレーンを後に下げた状態で設置しないといけなくなり、その分距離が伸び、100tにしないと作業範囲の10mが確保できないため今回の変更になった。結果からいうと最初の段階で100tということで計算しておけばよかった。 ・鋼矢板は変わったのか。重くなったとか、素材が変わったとか。50tクレーンなら鋼矢板とかであれば平気な量だと思う。ただ、引き抜くのに長くなったとかであれば、まだ納得できる。50tが設置できないところが、何で100tだったら設置できるのか。 →鋼矢板の重さとかを規格は変更していない。50tのクレーンを設置しアウトリガーを伸ばすと河川からはみ出す状態になる。したが
-------------	---

審査項目

って設置するために河川から北側に離れた状態でクレーンを設置しないといけない。50t クレーンのアームがそのまま届けばいいのだが、50 t の規格は最大作業半径が 10m になっているので、遠ざかった分を延ばすために今回 100t のクレーンに変更した。

・アウトリガーは調整できる。移動すればこの 50t でもいけると思うのだが。このアウトリガーの位置で 600 万違う。本当にこの作業はできないのか。

→鋼矢板が 11.9t あり、車両は 3m、アウトリガーの張り出しが前 2.3m 後 2.3m 出さないと鋼矢板を持つのに耐えられない。50t だったら 10m しか届かなく、100t の半径 12m にならないと、それが耐えられない。

・ではなぜ最初から 50t のクレーンなのか。鋼矢板の重さも変わっていないのであれば、最初の設計自体に問題があったのでは。設計のミスだったら、設計会社が払うべきでは。

・最初の設計段階でこれがわからないのか。ここの工事はいつもこんな感じ。以前も結局工事ができないから分割して工事をしたりとか、全然受注できなかつたり、設計業者がおかしくて、設計変更の費用は向こうが持ったと思うが、いざ工事が始まったらその設計ではできませんという話ではないかとみんな思っているのでは。

・設計業者が現地を確認できてない。多分それが原因じゃないかなと思う。道路幅員とかは全部調べればわかる話で、その詰めで甘かったが故に実際積算したときにこのクレーンでいけると思っていたら、設計が不十分だったと。もうこれは認めざるを得ないのかなと思う。そうすると、きちんとした成果品が提出されていないという結論になってしまうので、本来で言えば指名停止案件という話になってしまうから、その辺はきちり業者と何でこれがわからなかったというその理由はしっかり詰めておかないといけない。ただ、50 t ではできませんでした、100t に変更しますというのはちょっと厳しい。やはりそこは、過ちは過ちでしたということはしておかないといけない。この設計で工事を進めていくと、多分また出てきそうな気がする。それが一番怖いと思う。その辺はしっかり確認が必要。

・結局これはどうなのか。正直言えば確認をしていない皆さんのミスでは。結局は設計を出されて、はいそうですねと言って、これで発注をかけた。そこも問題。どうなのか。これはどういうことか。

→設計が途中で何回か変わっており、急遽このパターンに変わっているが、設計業者から上がってきた設計は、当課で見ても発注しているが、クレーンが現地に合っているかどうかまでのチェックができておらず、50t のまま発注しており、当課の確認不足。申し訳ない。

・工事ができない設計をしているということは、いくらそれを確認できなかったとはいえ、払わないでよいお金ということになってしまうのでは。

→前回もその会議の方で話したが、当初違う工法で実施するように

審査項目

なっており、これ変更することに、急遽変わって、その前の分の見直しということで、別に金額を一切支払ってない状態になっている。実際、当初はそのクレーン自体を使わない工法になっており、コンサルの業者には、この工法に変更するための委託料は発生してない状態になっている。

・最初の設計が甘かったから結局再度設計をし直してもらったってことでは。にもかかわらずその工法ができない。だから元々のその金額を払う必要がないってことになるのでは。確かにこの分の変更をした費用は取ってない。ただ、最初からできんような工事の設計をしたじゃないかということで設計をしてもらったわけでは。そうしたら設計がまだ駄目ってことじゃないか。ということはもうどれも駄目ってこと。その設計業者、何をやっているのかという話になると思う。

・安全率などは、30 t のクレーン使うときは基本的には 50 t を入れるということがこういう工事の原則。ただアウトリガーを引っ込めればいいということとは若干違って、クレーンの定格が 50 t を吊り上げられるというのは本当に条件のいいところで、アウトリガーが全部出しておける最高の条件。この図面を見ると、当然その作業荷重は鋼矢板 12 t あるけども、元々のその地盤のところ、このクレーンを使うこと自体おかしい。100t、もしかしたらさらに大きなクレーンを持ってこないといけないという気がする。やはり町が発注したのだから町の責任、当然そうだけれども、そういう業者がクレーンの選定において作業設計をミスしているのだから、100%業者の責任だと思う。作業の見直し、本当に 100 t のクレーンできるのかということも含めて。ブームを 12m 伸ばせばできるという話だが、やってみたら地盤が弱かったのでクレーンが傾きそうだからできませんという話にも繋がっていく。地盤の固いところはいいが、河川敷の作業だから一番弱いところにクレーンを設置するということになる。クレーンの自重も 50 t ぐらいある。そこはもう 1 回しっかりと見直した方がいい。そうでないとさらに工事が遅れる。無理やりやっても品質の良い工事ができず、最後また手直しが必要とかいうことになってくると非常に困る。もう 1 回時間かけてもいいからしっかりと見直しやり直すべきだと思う。

(議員間討議)

- ・裏の田を盛土するのも聞いていない。
- ・盛土せず道路の幅でアームを出してできると思っていたが、実際やってみたらできなかったということでは。一時転用を出して田を埋めて 100t クレーンを持ってくれば何とか届くというお話。臨時的に埋めたところ 100t クレーンを持ってくれば、軟弱地盤なので事故が起これるのではないか。
- ・以前近くで重機入れたら重機が埋まり込んで工事ができなくなっていくことがある。
- ・もう一度やり直せと言ったら工事が止まる。当然農業用水路なので、工期が流れれば当然そこへの影響がある。ただこれをそのまま通す

審査項目

のか。例えば考案日にもう一度業者をここに呼んで説明をさせるのか、その中で委員会採決をするのか。今期中に結論を出すのか。ただ継続すると次の3月、そこからまた工事になると農業用水路としての機能が果たせなくなる。そうすると農家の皆さんなどに相当な影響がある。

・これは施工業者のせいではなく、設計業者のせいだと思う。この600万円に関しては、町が全額600万払うのではなくて、幾分かは設計業者に負担を強いてもらうという話し合いをしないといけない。設計ミスはミス、瑕疵だから。保険に入っていれば、保険適用になる可能性もある。

・結局この工事に入る前に、最初の工事が不調に終わったから設計をやり直してこの設計にしている。

・この設計がそもそもの契約に基づいてない設計。最初の設計はちゃんと成果物として受け取っている。それが駄目だったのでやり直しているが、それが瑕疵担保期間かどうかとか、その辺の法律的な問題が全部絡んでくるので、本当に請求ができるかどうかもちよっと怪しい。契約書を全部読んでみないとわからない。

・ただ右から左に、はいそうですかという採決はやめたがいい。言われるとおりにやり直せというぐらいの気持ちで再考するか。もう工期が伸びてもしょうがない。危ない。2度目だから3度目もある。本当に言われるとおりに、改めて再度、きちんとした業者で設計をもう1回やってはどうか。施工業者のアスミオ。に迷惑をかけてはいけない。

・ただ工期が変われば違約金とかの発生の可能性はある。伸びれば伸びるほどいろいろなところにも影響が出てくる。確かにもう1回審査をしたいし正確にしたいが、伸ばすのは余計なお金もかかるのも事実。

・そういう意味では認めてもいい。ただ通す代わりに設計業者に払えと。この分は町としては払えないと。それぐらいの気持ちでいいと思う。払う払わないは揉めてもいいと思う。それぐらい気持ちがないと。はいわかりました、しょうがないですねという話だといけない気がする。

・アウトリガーの長さだけの問題だったら、50tから100tにあげるのではなく、60t、70tのアウトリガーが長いクレーンは日本全国にないのか。そういった代替のクレーンを準備していくとか。ただ単に、福岡には50tのクレーンの上は100tのクレーンしかないという話で600万もあげるのではなく、全国に持っているところもあるかもしれない。そこまでしてやらないと多分農閑期では間に合わないと思う。工事期間を軽くオーバーしてしまう。その辺はちょっと考えて、業者と交渉してほしい。

・全体の工事として、100tのクレーンを入れてやり直した時に、完全に、安全に工事ができるのか。そこの確認が必要。心配するのは、100t入れてみたが、また駄目だっていうことになるのと收拾がつかない。

審査項目

だから本来はやっぱりもう1回最初に戻ってしっかりと設計から見直せと。やり方についても。そんなことが必要だろうと思う。しかし、いろんなところに影響が出てくるようなので、どうするか悩むところ。本来だったら全部見直し。白紙撤回でいい。

・結局延ばせば延ばすほどいろんなその影響が出てくるのは確かではあるが、安全の担保とこれ以上の費用がかからないのかという、そういう裏付けが必要だとは思いますが。可能性としてここで判断できないのであれば、考案日の9日までにそれだけの説明の材料を持ってきてもらい、皆さんには考案日に集まっていただくという選択肢が今議会で結論を出すならできなくはないのかなと。ただ、ここで一旦通しておき、12月議会が終わった後に説明を受けると言う選択肢もあるかと思う。否決もあるし継続もある。その辺を皆さんに判断をいただきたい。

・この100tへの設計変更を誰が作っているのか。この設計業者が作っているのなら怖い。これが例えばアスミオ.の現場の感覚とかでできるという話でならばいいのだが。それがアスミオ.の方で担保されているのだったら、進めてもよいのでは。その後の金銭面の話とかはちょっと別に置いて。

・今日何らかの結論を出さないといけないので、もう一度所管課を呼んで質疑を聞く。そして皆さんの判断をしていただく。あと設計会社を参考人として呼んでもいいのではないかと思う。皆さんの意見を伺いたいなど、やはりもう二度目なので。そもそも最初にしとけばもうこれ去年に工事が終わっている案件。あまりそこに対しての納得はできないと思っている。

※執行部に再度入っていただき再質疑。

(質疑)

・今回の設計変更は誰が設計をしているのか。同じ設計業者か。

→同じ業者である。

・この変更に対して、今施工しているアスミオ.の意見とか聞かれているか。

→アスミオ.に現場をあたっていただき変更している。

・アスミオ.の方はその辺は間違いはないということで担保されているのか。

→はい。

・あと全体のクレーン規格の問題だが、50tを超えた場合に、それ以上は100tしかないのか。

→50tと100tの間にいろんなメーカーで、60t、70t、75t、とあるが、50tが作業半径10m、60tが10.4m、70tが10.8m、75tが11mで、100tだけが12m。今回河川側が8m、あと車両が3m、アウトリガーを2.3mずつ伸ばすので11.8m。11.8mをクリアするのが100tのクレーンとなっている。

・入札だが、アスミオ.は仕様書を見て入札されているとは思いますが、アスミオ.も最初この50tクレーンというのがわかっていて大丈夫と思

審査項目

って受けたわけではないのか。入札のときに質疑とかは上がってこなかったのか。現地に入ってないとなかなかわからないと思うが。

→設計は 50t で、その入札のときの質疑には上がっていない。

・そういう場合、結局はそれを確認しなかったアスミオ. の責任はないのか。

→町が 50t で設計しているおり、50 t でいくらかかるかどうかを弾いて入札される。

・課長の発言で 50 t でいくというのは町が出したと言っていたが。

→町が設計して入札している。

・設計は業者ではないのか。

→設計を業者にさせて、それをその起工を伺い、入札するのが町。

・ということは町は設計業者を信じてやったっていうだけで、その計算をしたとかそういう作業がしてないのではないのか。町は重量計算とかクレーンでの引っ張り計算とか、そういう専門的なことはやらないで、あくまでも設計業者が出してきたものを 100%信じて、粕屋町が入札にかけたという話か。

→そこまでの計算とかはしていない。

・そうすると、今回は明らかに設計業者のミスじゃないのか。設計したとその設計どおりに工事が進まないとなったときには設計会社の責任はどうなるのか。

→去年 2 回不調で終わっており、当初きっちりしていた設計が終わっていたのを、不調に終わったことによって、急遽短期間で多分違う工法に変えて町がコンサルに発注して、本来は半年とかかかるのをバタバタして多分設計をしたのではないかなと思われるが、今回の件は全てコンサルの責任というのは言いにくいと思う。

・結局は最初こんなに何回も不調が続いてそれはやはりそのときの設計が問題だったからそういうことになったのでは。それで設計会社は当然費用とりませんのでやり直しますと言ったやり直した分は、余計慎重にやらないといけないと思う。1 回ミスを犯しているのでもかかわらず短期間でさせたせいであると。確かに職員のせいもある。それをチェックしできなかったっていうのはある。ただ、変に庇う必要はないと思う。設計会社が、自分たちが最終設計した工事ができなくてやり直したら、普通だったら倍気をつけるはず。

・設計会社と契約に基づいて発注しているはず。その中に設計ミスでの工事ができないときはという責任範疇どうだとやり取りは入っていると思うが。調べてほしい。

→了解した。これが、当初の工法で契約が終わっていて、その後それを基に入札しているので、最初の工法で多分コンサル契約が終わっていて、それでその次の年に多分発注して、現場を業者の方が見たらそれができないということになり、不調に終わり今度新しい違う工法でまたコンサルが設計をしているので調査する。

・要は二つ問題で、一つは、100t のクレーンに変更して、この工事が

審査項目

間違いなくできるのか、その確認が必要。そうなった場合に、その600万の負担を町が全部しないといけないのかという、これまたもう一つ確認する話になると思う。

・当初の最初の設計の契約、本来はそこに瑕疵があったと捉えれば、その段階で設計に対しての違約金だとかいう話になる。そこで変更させる。でもその変更が今回また間違っただという話になっているので、最悪、これはもう係争案件になるのでは。その辺は契約の内容をよく見てみないとわからない。瑕疵担保の期間が成果品に対してどれぐらい設定されているとか、そういうのも全部考えてから見ないとわからない。ただ、本来設計部門があるような大きい自治体であれば、上がってきた設計をチェックするとかいうのも可能でしょうが、うちにはそういう仕組みはないので言われるように設計会社が上げてきたものを信じてやっていると。ならばやっぱりそこで何か問題があった場合は最悪その裁判あたりになってしまうのかなど。今回の案件に関しては、結局その600万を全額町がなぜ負担しなければならないのかという、最大の疑問がそこに発生をしてしまうので。その辺の責任への分解点とか、契約の瑕疵関係の規定がどうなっているとかいうのは調べて、今後の対応をしていただきたい。工事は工事としてやるべきものやらないといけないとするならば、ここの今回の変更がやれるっていう前提があつての話だが。

・設計してから、実際にはできなかつたけど一応その設計の委託料も払っているのですね。今回それができないということで、変更して、その分についてはきちんとした設計契約する。設計の委託の契約っていうのはきちんと取ってあるのですか。

→その契約を見ていないが、最初にしたのを終わってお金を払って、その次の年の発注でそれが出来なかつたため、その見直しをお願いしていると思うので、それに対する契約書、お金が発生してないので、契約はしてないと思われる。ただ、確認はしていない。

・そもそも成果品としてそれを認めて検収をしてしまっている。これでOKですと町が1回言っているので、その辺の責任の割合がどうなるのかというのはちょっとまた別の話になってくる。

・きちっと契約書を立ててもう1回やらないからいい加減な設計になってしまうと思う。そういう契約関係の設計関係が絡むところだからしっかりやっていただきたい。自分たちに判断する能力がないのだったら、しっかり証拠を残しておくのは大事と思う

(議員間討議)

・100tクレーンで間違いなく仕事ができるということ。現場の仕事をしているアスミオも入っているという話なので、そこは信用するしかない。ただ600万については1回ここで通すけど、これについての条件つけて設計契約書を見直して、100%町が持つ話じゃないというところで、そこを見直して確認するということが条件付けしかないかなと思う。

審査項目

・心配するのは、今回、最初の設計は終わって委託料払っているが、今回の設計については、前の設計が悪かった点ということで正式に契約を結んでおらず、そうした場合の責任が問えるかという問題があり、その辺が心配。

・設計業者の問題が大きい。一旦通してみても、あとは設計業者との話し合いに努めて、何も600万払う必要はないと考える。

・現状の工期を考えると、あと残りの90日、7割方工事が進んでいるという中で、現状のクレーン問題だけであるのであれば、もうこれのんで工事を進めない。多分3月まで完成しておかないという問題を考えたら、かえって工事を一定の期間止めるとなると遅延損害金とか、あとは借地もしているなのでその補償だとかっていうのがあるので、今回注意喚起を促して、賛成するしかないのでは。

・とりあえず今回は通して、進めていくのが最善策。ただ、あの設計業者に関しては、もう基本的には入札停止。2回やったら入札停止と思う。だから、もう入札は粕屋町では受けませんというぐらいの気持ちで交渉していかないといけない。職員も自分でできないのなら専門性のある、構造計算ができる人を入れてちゃんとチェックしてもらうような体制整備を。

・今後市制に向け規模が大きくなってくると思う。工事も増えてくると思うので、それなりの部署なりを作ってもらう方向でお願いしたい。

・次の現行の工事については、近隣の方も含め、施工されている業者のことも考えれば、もう進めざるを得ない。皆さんに迷惑をかける話ではない。ただ、先ほどから出ているように設計業者に関しては、これは全額町が見るという話は納得できる話でもないので、契約等をしっかり精査した上で今後の対応方法を考えていただきたい

・結局は効力のない付帯決議という形で伝えるという形にはなろうかと思う。

(討論)

なし

(採決)

全員賛成で原案どおり可決すべきことと決定。(付帯決議あり)

7) 議案第75号 「住居表示を実施すべき区域及び当該区域内の住居表示の方法について」

戸原広田地区の住居表示の実施区域と方法を定めるに当たり、住居表示に関する法律第3条第1項の規定により、議会の議決を求められたもの。

(質疑)

・今回この地域が住居表示の順番になっているが、この全体的な順番についてというのが大体決まっているのか。

→順番というところまではないが、計画としては、決まった区域に接しているところで次の区域を行うということにしている。

審査項目

・今地元要望とか、そういうことで本来の境目というか、それを行われてないような部分があると思う。話し合いがつかないというか、こちらがそうしましょうみたいな流れになっていると思う。順番が決まってないのなら、飛ばして、考えてくださいと遅れますよということで新たに違う方法で行った方がよいのでは。本来の姿にやっぱり戻すべきだ。今回みたく給食センターの部分が川に挟まれたにもかかわらず、違うようになっているというのは、地元の要望とかもいろいろあったと思う。だからそういうことがあるのだったら、まずちょっとやめておきましょう。今後もし、そういう話が出たら後回しにするというぐらいの気持ちで進めていってほしい。

→議員の意見を取り入れながら検討していきたい。

(議員間討議)

・早めに進めてもらいたい。町は重点目標に企業立地っていう話を持ってきている。企業にしても、何丁目のほうがいい。なるべく先にして、企業の負担を無くすことも大事なかなと思う。是非もう一気に進めて欲しい。

(討論)

なし。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決すべきことと決定。

8) 議案第76号 「粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会規約の一部変更に関する協議について」

粕屋・志免・須恵国鉄炭鉱跡地共同管理執行協議会が管理する国鉄炭鉱跡地の一部売却に伴い、売却される土地について規約別表内に記載されている部分を削除するもの。

(質疑)

・売却した理由は、一筆にするという意味だろうと思うが。

→1ページの改正前のところで、表でいくと二つ目。改正前の方が番号34、35、36とあったところで、35、36のこの2筆分について今回一部売却、土地売買契約を締結したところになる。代金の方も振り込まれているが、その関係で35、36の項を削除するという形になっている。

(議員間討議)

なし。

(討論)

なし。

(採決)

全員賛成で原案どおり可決すべきことと決定。

報告事項

1) 粕屋町旧庁舎跡地有効活用事業に係る覚書の締結について

審査項目

粕屋町若宮一丁目 393 番 1 の旧庁舎跡地の賃貸借契約 (30 年間) について、(株)セブンイレブン・ジャパンとの契約が令和 4 年 11 月 24 日に締結され、12 月 1 日に土地の引き渡しが行われた旨報告が行われた。

なお、賃料は月額 134 万 3,000 円で、3 年経過毎に協議の上改定が可能で、改定協議は固定資産評価基準年度に実施。敷金は 1,611 万 6,000 円。令和 5 年 2 月下旬に開店予定。

(質疑)

・3 年ごとに賃料の改定が可能ということだが、下がるということもあるのか。

→固定資産評価が下がることがあれば、賃料が下がる可能性はある。

・交通対策として、駐車場への入り口は交差点から離れたところに設けるとの答弁が副町長からあっていたが、その点の打合せはできているのか。

→セブンイレブンと警察の協議により、出入口に関しては交差点から 5 m 以上離すということを確認している。

・賃料は固定資産の評価額で決めるものではなく、実勢価格で決めるべきもの。今でも賃料は安い。一般競争入札であればもっとあげられたと思うが、今回はプロポーザルであり仕方ない面はある。しかし、3 年ごとの評価替時に、単純に固定資産評価額が下がったからといって下げるのではなく、実勢価格より大幅に安い金額で契約していることを念頭において対応していただきたい。それから出入口の交差点からの距離については、警察が 5 m と言っているからということではなく、町の意向としてどうしたいか。あそこは渋滞がひどいところであり、できる限り出入口を離すということを町の意向として進めていただきたい。

・店舗が撤退となった場合はどうなるのか。セブンイレブンが解体撤去するということになっているのか。それから敷金について、解体撤去を十分賄えるものであるのか。

→撤退の場合、撤去費用はセブンイレブンの負担で原状復旧ということになっている。それから敷金の金額については、専門家に相談の上、敷金としては十分な金額となっている。

・オープンはいつになっているのか。

→2 月 23 日の予定。

2) 行政評価委員会の評価結果について

現在当町では、第 5 次総合計画に基づき施策や事務事業が行われているが、それが適切に行われているかを統一的視点と手段により客観的に評価・分析し、その結果を行政に反映させるとともに、住民に対し公表するために行政評価を行っている。

令和 4 年度には、令和 3 年度の 126 の事務事業について評価が行われ、そのうちの 6 事業について行政評価委員会において点検・審議が行われ、意見をいただいているが、開催経過及び外部評価結果について報告が行われた。

<p>審査項目</p>	<p>(質疑等)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後の行政評価に真摯に取り組んでいただきたいとの意見が出されているが、どのような点を受けて、このような発言がなされたのか。 <ul style="list-style-type: none"> →こちらについては、委員から厳しめの意見をいただいているが、今回事業単位で報告をする際、例えば小学校、中学校で重複するような事業、GIGA スクール構想などの場合に、コピーして同じ文章を載せているようなところがあり、それぞれで違いはあるはずであるから、きちんと書くようにということであった。こちらの報告の仕方として、単純に予算の事業単位で分けるのではなく、まとめて報告するなど、もう少し工夫が必要であったと担当課の方も反省している。 ・意見書に、職員の異動の際には業務の引継ぎの徹底が必要であると記載されているが、そのような具体的事例があったのか。 <ul style="list-style-type: none"> →経営政策課についてであるが、IT 関係等専門知識を持つ職員も少ないことから、そのような意見があり、もっと専門性を持つ職員も必要ではとの意見があった。 ・外部評価で出た意見は、予算編成時等にかかされているのか。 <ul style="list-style-type: none"> →今回いただいた意見書は、3部長にもお渡ししており、しっかり反映していただくこととしている。ただ、予算とは関係のない意見もあるため、全てをとということではないが、指摘を受けた事項については十分に検討するようにしている。 現在、当初予算の入力も行っているが、同時に実施計画も予算との整合性を取るようにしている。 <p>その他</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会広報常任委員会より、明日の全員協議会で報告をするが、議会報告会を前回に引き続き団体との意見交換会とすることとした旨報告する予定。文教厚生常任委員会は民生委員会、総務建設常任委員会は消防団との意見交換を行う予定。
<p>その他</p>	<p>なし</p>